

生徒会規約

第1章 名称

第1条 本会は尾道市立長江中学校生徒会と称する。

第2章 目的

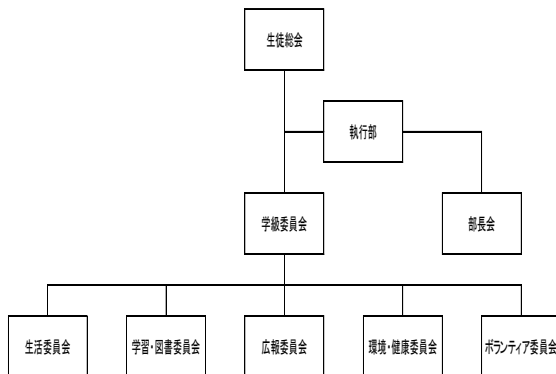
第2条 本会は、学校教育目標に則り、活動を通して望ましい人間関係を形成し、集団や社会の一員としてよりよい学校づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主性、実践力の向上を目的とする。

第3章 会員

第3条 本会の会員は尾道市立長江中学校全校の生徒を会員として組織する。

第4章 組織

第4条 本会の組織は下表のとおりとする。



第5章 任務

第5条 本会は、学校生活の充実発展を目指して、生徒の立場から以下の活動を自発的、自治的に実践する。

- (1) 生徒会の計画や運営
ア 学校生活における規律とよき校風

の確立のための活動

- イ 環境の保全や美化のための活動
 - ウ 生徒の教養や情操の向上のための活動
 - エ 好ましい人間関係を深めるための活動
 - オ 身近な問題の解決を図るための活動
- (2) 異年齢集団による交流
 - (3) 生徒の諸活動についての連絡調整
 - (4) 学校行事への協力
 - (5) ボランティア活動などの社会参画

第6章 生徒総会

第6条 生徒総会は、本会の会員をもって構成する。

第7条 生徒総会は本会の最高議決機関であり、会員の3分の2以上の出席によって成立し、出席会員の過半数によって議決する。

第8条 生徒総会は、会長または学級委員会が必要と認めた場合、総会を開くことができる。

第9条 生徒総会は、次に掲げる事項を審議し決定する。

- (1) 会則の決定並びに改正に関すること。
- (2) 予算決算の承認に関すること。
- (3) その他重要な事項に関すること。

第7章 学級委員会

第10条 学級委員会は、各学級の代表である2名の学級委員によって構成する。

第11条 学級委員会は、生徒会の代表議決機関で学級委員の3分の2以上の出席によって成立し、出席の過半数によって議決する。

第12条 学級委員会は、原則として毎月1回定期的に開催する。ただし、生徒会長または学級委員の過半数が必要と認められた場合は、臨時学級委員会を開くことができる。

第13条 学級委員会は、第2条の目的を達成するために、各委員会・学級、及び部（運動、文化）等により提案された議案、その他生徒会運営に関する必要事項を審議する。

第14条 学級委員会は、第13条の任務を完遂するために委員会を開くことができる。ただし、必要に応じて特別委員会を設けることができる。特別委員会の任期は、学級委員会で決定する。

第15条 学級委員会は、学級委員および生徒会役員によって構成する。必要に応じて各委員長を加えることができる。

第16条 学級委員が、欠席その他の理由によって学級委員会に出席できない場合は、議長がその代理を認める。

第8章 委員会

第17条 各委員会は、各学級の2名の各委員によって構成する。

第18条 各委員会の職務は下記のとおりとする。

生活委員会

○学校生活における規律とよき校風の確立のための活動を推進する。

学習・図書委員会

○学習及び読書に関する活動を推進する。

広報委員会

○掲示や校内放送等の広報活動を推進する。

環境・健康委員会

○環境の保全や美化のための活動を推進する。

○生徒の健康の維持・増進を図る。

ボランティア委員会

○学校や地域の課題を見だし、具体的な対策を考え、生徒の参画を推進する。

第19条 各委員会において選出された委員長は、議長として会を運営する。また、委員長の任期は、1学期間とし、再選を妨げられない。

第20条 各委員会は、取組の計画及びその状況について執行部に毎回報告する。

第21条 各委員会は、原則として毎月1回定期的に開催する。

第22条 各委員会は、その目標に基づいて日々の活動および反省を記録し、事後の活動に役立てる。

第9章 学級活動

第23条 学級活動においては、学級や学校における生活をよりよくするために、生徒自らが課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図る。

また、生徒会活動や学校行事等を通して学校生活の向上を図るため、学級としての提案や取組を話し合って決定する。

第24条 学級組織は、学級生活の向上や生徒会活動の充実に向けて、各学級が主体的に柔軟に変更することができる。

第25条 学級委員（2名）は、学級を統括するとともに学級を代表して学級委員会の活動にあたる。

第26条 学級委員（2名）の任期は、1学期間として再選を妨げられない。

第27条 各学級は、必ず毎回の学級委員会にその代表を出席させなければならない。

第28条 各学級は、各委員会委員（2名）を決定し、その任期は1学期間として再選を妨げられない。

第10章 生徒会役員（執行部）

第29条 生徒会役員として会長1名、副会長男女各1名、執行委員男女各2名をおく。

第30条 生徒会役員の任務を下記のとおり定める。

- (1) 生徒会長は、本会の会務を総理統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるときはその任務を代行する。
- (3) 執行委員は、生徒会の会議録生徒会諸帳簿、各委員会の庶務を取扱う。また、会長・副会長不在のときは、その任務を行う。

第31条 生徒会役員の任期は、1年間とする。

第11章 部活動

第32条 各部の代表によって組織される部長会を中心に、生徒の主体的な活動を推進する。

第12章 会計

第33条 会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第34条 生徒会に係る経費は会費とその他の収入をもってこれにあてる。

第35条 会計の収支決算報告は、生徒総会で行う。

第13章 改正

第36条 生徒会規約の改正は学級委員会が発議し、生徒総会がこれを承認する。

第37条 発議には全学級委員の3分の2以上の賛成を必要とし、承認は過半数の賛成を得てなされる。

第14章 細則

第38条 学級委員会は、この会則を施行するために細則を定めることができる。ただし、この会則の規定に反する細則を定めることはできない。

第15章 附則

この会則は平成26年5月7日一部改正し施行する。

この会則は令和2年12月25日一部改正し施行する。

